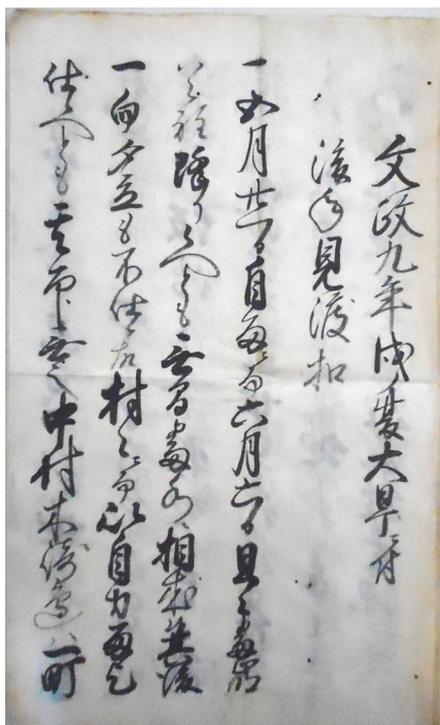




気候 ①



文政九年戌ノ夏大旱二付
後年見渡控

一、五月廿一日自雨二而六月六日且々番崩
候程降り候へとも無間番水二相成候、其後
一向夕立も不仕候故、村々二而以自力雨乞
仕候へとも其印無之、中村・木崎辺八一町

※番水ばんすい・ばんみす・旱のとき
の用水の利用制限。順番を決めて田へ
水を引く。「番崩」は番水をやめざる番
水しなくともよくなさへし。

早二付雨乞一件控のうち文政九年戌ノ夏大旱二付後年見渡控（野村家文書1318）

雨乞の基準と手続き

神仏に雨が降ることを祈る雨乞(雨請)。言うまでもなく、雨が降らない＝旱(ひでり)のときに行われたものです。江戸時代、防長地域では、いつ、どのようなときに雨乞を行ったのでしょうか。また、どのような手続きで雨乞を行ったのでしょうか。わかりやすい資料のひとつに、文政9年(1826)に吉敷郡吉敷村(現山口市)の玄濟寺で行われた雨乞に関する文書をまとめた「早二付雨乞一件控」(野村家文書1318、以下「一件控」)があります。これを中心に、江戸時代後期の現山口市周辺における雨乞の様子を紹介します。

《早と雨乞》

雨乞の経緯は「一件控」のうち、概要を記した「文政九年戌ノ夏大旱二付後年見渡控」(上写真、以下「見渡控」)から把握できます。

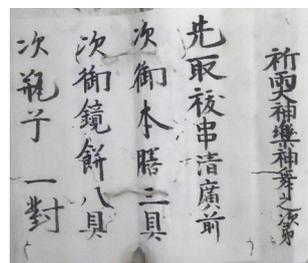
まず、雨乞の実施を判断する基準は何だったのでしょうか。「見渡控」によると、文政9年の場合は、5月21日に雨が降った

後、6月6日に少し降った以外は夕立すら降らない日が続く、6月20日に代官へ雨乞祈禱の実施を願い出ています。このとき雨乞を願い出た中村・木崎の2郷は、吉敷村の中でも特に状況が深刻でした。水利施設のあり様(保水能力)によって差は出ると考えられますが、少なくとも吉敷村の場合は、雨が降らない期間が1カ月くらいになると旱と判断され、雨乞祈禱の要請が出されたようです。

このときは、吉敷村だけでなく、山口盆地周辺が全体的に旱だったようです。山口多賀社の神職、高橋有武の日記(多賀社文庫1202-4)には、6月18日から7月28日まで、雨乞の雨乞踊や祈禱等の記事が見られます。

《さまざまな雨乞》

雨が降らない日が続く中、村の人たちはまず、「自力を以て雨乞」していました。野村家文書の中に具体的な方法は書かれていませんが、先述の高橋有武の日記や



上下宇野令存内祈雨御祈禱王子之舞大神樂一件
(多賀社文庫503)

雨乞は寺院だけでなく、神社でも行われました。写真は山口多賀社(現山口市)で行われた雨乞祈禱に関する資料です。明和5年(1768)の記録等により構成されています。

多賀社の記録の中には、同社が雨乞祈禱を行うようになった元禄以降の記録の抜き書き等ものこっています。

『防長風土注進案』等を見るに、雨乞踊等が行われたと考えられます。

そのような自力での雨乞に「印(しるし=験)」がなかったことから、6月20日に代官へ雨乞を願い出しました。これを受けて、代官はその日のうちに、吉敷村の龍蔵寺へ17日間の雨乞祈祷の指示を出します。

しかし、村としても何かしたいので、以前の旱の際に効験があった玄濟寺へ、費用等は村持ちで雨乞をお願いしたい旨を、翌21日に代官へ願い出しました。これについてもその日のうちに許可が出、玄濟寺も祈祷を引き受け、22日から17日間の雨乞祈祷を行うことになりました。

このようにして、文政9年の雨乞は、代官の指示による(公的な)雨乞と、村が希望し、飯料や供物料を拠出して行う雨乞の、2本立てで実施されることとなりました。

《寺の雨乞祈祷》

「一件控」は、玄濟寺の雨乞に関する記述や帳簿を中心に構成されています。以下、どのように祈祷が行われたのかを見てみましょう。

祈祷は玄濟寺の僧と同村内の関連寺院である光福寺の和尚、計14人で、毎朝7つ時(明け方)から夜4つ時(夜中)まで行われました。その際に読誦された經典・修法等は、「一件控」のなかの「請雨■〔勤カ〕行日鑑」にみることができます(下写真)。「請雨呪」のように雨乞に関係することが直接的にわかるものだけでなく大般若經転読や法華經読誦等、様々なことが行われました。

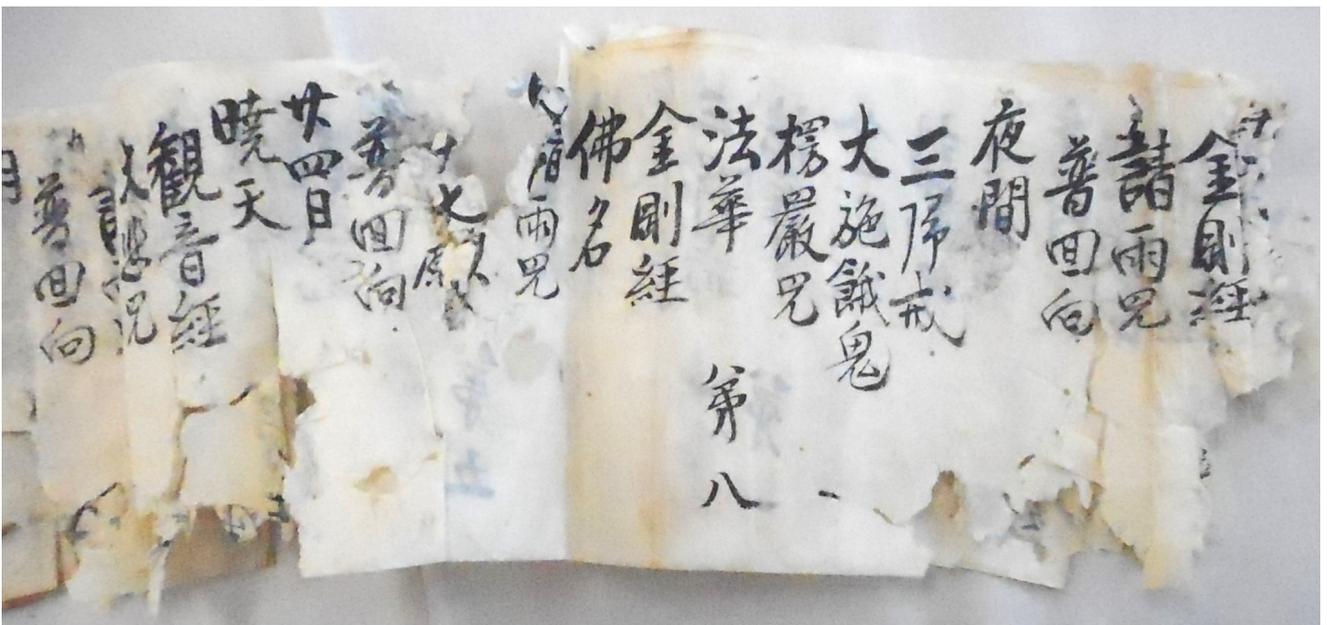
庄屋や畔頭をはじめ、村人たちも参詣したり野菜等を持ち寄りたりと、様々に奉仕しました。29日には関連寺院がある秋穂村黒淵(現山口市)へ赴き、海に八大龍王の旗や酒等を供えたところ、翌30日に雨が降り出します。更に7月1日に方便山(鳳翮山)に登り、山神の旗等を供えると、その日のうちに大雨が降って吉敷村の旱は解消しました。

《野村家文書と雨乞》

野村家文書に含まれる雨乞の記録は、今回紹介した文政9年のほか、安永3年(1774)、寛政10年(1798)、同11年、文化4年(1807)、文政12年と、近代に入りますが明治5年(1872)の文書がのこっており、そのいずれもが6~7月(現在の7~8月)に行われています。この時期は稲の成長に水が必要な、まさに「水要之時節」でした(「見渡控」)。そういう時期の少雨が「旱」とされ、雨乞の対象となったのです。

ただし、雨乞が必要とされたであろう旱は、文政4年等、上記の年以外にも起きていたことが、前出多賀社神職の日記等から窺えます(多賀社文庫502、1202)。野村家は吉敷村の庄屋等を務めた家です。今回のように、村が費用を負担して行った雨乞については、供物料等の管理把握が必要であったため、資料がのこったものと考えられます。

なお、文政4年の旱の際は、同時期の萩でもほとんど雨が降りませんでしたが、文政9年の旱の時は萩では降雨が確認できます(毛利家文庫19日記22「御当職所日記」)。地形の変化に富む防長地域では、旱の範囲も様々であったことがわかります。



▲旱二付雨乞一件控のうち請雨■〔勤カ〕行日鑑 文政9年6月に玄濟寺で行われた修法等のリストです。23日夜と、24日明け方の部分です。虫損が多く、判読しにくいところも多有りますが、おおよその内容が窺えます。